

板橋区景観計画の色彩に関する基準の一部変更案について

区では、平成23年3月23日に板橋区景観条例の施行を経て、同年8月22日に板橋区景観計画を策定した。これらの条例・計画に基づき建築物の建築などの際には、「配置」、「高さ・規模」、「形態・意匠・色彩」、「公開空地・外構・緑化」、「駐車場などの付属物」からなる景観計画の景観形成基準を満たすことが求められる。

これらの基準のうち、色彩に関しては「外壁基本色」と「強調色」が定められており、使用できる色彩の範囲が数値によって定められている。今回、建物のデザイン性を高め、魅力的なまちの表情や賑わいを演出することを目的として、新たに使用可能となる色彩として「アクセント色」を追加することについて、景観計画の色彩に関する基準の一部変更を行う。

また、本変更案に対する、パブリックコメントの実施結果を公表する。

1 板橋区景観計画の色彩に関する基準の一部変更案（追加部分）

区分	景観形成基準										
色 彩 (アクセント色)	○建物のデザイン性を高め、魅力的なまちの表情や賑わいを演出する ・アクセント色を使用する場合にあっては、下表の色彩基準に適合するとともに、建物や周囲との調和を損なうことのないように、街のスケール感や歩行者の目線に合った節度ある効果的な使い方とし、地域の良好な景観形成に寄与する色彩デザインとする。										
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ffff00;">区分</th> <th style="background-color: #ffff00;">色彩基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積の上限</td> <td>・外壁各面の12m以下の部分の1/20以下で使用可能とする。 ・なお、強調色との面積の合計は、外壁各面の1/5以下とする。</td> </tr> <tr> <td>節度ある使用</td> <td>・外壁基本色、周辺の街並みとの調和を図り、過剰にならないよう配慮する。また、屋外広告物との色彩の調和に配慮する。</td> </tr> <tr> <td>使用場所^{※2}</td> <td>・建物中低層部である12m以下の部分で用いる。</td> </tr> <tr> <td>色数</td> <td>・まとまりある色彩計画を行い、必要以上に色数を増やさない。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	色彩基準	面積の上限	・外壁各面の12m以下の部分の1/20以下で使用可能とする。 ・なお、強調色との面積の合計は、外壁各面の1/5以下とする。	節度ある使用	・外壁基本色、周辺の街並みとの調和を図り、過剰にならないよう配慮する。また、屋外広告物との色彩の調和に配慮する。	使用場所 ^{※2}	・建物中低層部である12m以下の部分で用いる。	色数	・まとまりある色彩計画を行い、必要以上に色数を増やさない。
	区分	色彩基準									
	面積の上限	・外壁各面の12m以下の部分の1/20以下で使用可能とする。 ・なお、強調色との面積の合計は、外壁各面の1/5以下とする。									
	節度ある使用	・外壁基本色、周辺の街並みとの調和を図り、過剰にならないよう配慮する。また、屋外広告物との色彩の調和に配慮する。									
	使用場所 ^{※2}	・建物中低層部である12m以下の部分で用いる。									
色数	・まとまりある色彩計画を行い、必要以上に色数を増やさない。										
彩度 ^{※2} の上限	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #ffff00;">アクセント色</th> </tr> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.0R~5.0Y</td> <td>彩度8以下</td> </tr> <tr> <td>5.0Y~5.0G</td> <td>彩度6以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>彩度4以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(日本産業規格 Z8721 に定めるマンセル表色系による)</p>	アクセント色		色相	彩度	0.0R~5.0Y	彩度8以下	5.0Y~5.0G	彩度6以下	その他の色相	彩度4以下
アクセント色											
色相	彩度										
0.0R~5.0Y	彩度8以下										
5.0Y~5.0G	彩度6以下										
その他の色相	彩度4以下										
※2	ただし、区が認める場合にはこの限りではない。										
	・上記のほか地域性を考慮し、商業地（幹線道路沿道含む）・商店街では、賑わいを演出するため上表の基準を踏まえた色彩計画を行い、商業地・商店街以外では、周囲から突出した色彩を控えると共に、周辺の緑や敷地内植栽が美しく映える色彩計画を行う。										

2 パブリックコメントの実施概要

(1) 実施（募集）期間

令和2年4月20日（月）から令和2年5月22日（金）まで

(2) 広報掲載

令和2年4月25日号

(3) 公表資料

板橋区景観計画の色彩に関する基準の一部変更案《板橋区景観計画より抜粋》
(参考資料 参照)

(4) 公表資料の閲覧場所

都市計画課窓口（板橋区役所本庁舎北館5階）

区政情報課窓口（本庁舎北館1階）

各地域センター・各図書館・区ホームページ

(5) 提出方法

文章を直接、郵送、ファックス、電子メール又は意見提出フォーム（区ホームページ）により提出

(6) 実施結果

意見提出者：2人 意見項目：2件

提出方法：電子メール1人、意見提出フォーム1人

(7) 意見の内容及び区の考え方

番号	内 容	区の考え方
1	・アクセントカラーを導入することは良いことだと思います。アクセント色には、色の範囲も制限なく設定し、より幅広いデザインが可能な制度にしたいです。	建物のデザイン性を高め、魅力的なまちの表情や賑わいを演出することを目的として、アクセント色を追加することといたしました。 色彩基準の一部緩和となるアクセント色の追加ですが、限られた使用範囲の中での、優れたデザイン力をもって都市景観の向上につながると考えます。
2	・街の中で使われる色は、多様な色があり、板橋区としても全体的な統一感を持った方向を模索されているものとおもいます。その中でいち建築士として、今回の導入は、選択肢が広がったことにより、自由度が上がり、喜ばしいことでもあり、賛成いたします。	区ではこれまで、色彩基準については厳しく運用してきましたが、事前協議などにおいて、事業者や設計者よりデザインの自由度を上げてほしいと要望を多くいただいていた。 今回、色彩基準の一部緩和としてアクセント色を追加することにより、デザインの自由度が上がり、美しい都市景観に寄与すると考えます。

3 経緯及び今後のスケジュール（予定）

- ・パブリックコメントの実施 : 令和2年4月20日～5月22日
- ・都市計画審議会への意見伺い : 令和2年11月5日（意見なし）
- ・景観審議会部会への報告 : 令和2年12月23日
- ・都市建設委員会へ報告 : 令和3年1月21、22日
- ・景観審議会への諮問・答申 : 令和3年3月8日
- ・景観計画変更 : 令和3年4月